

スマイルセブン

無配当新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S

スマイルセブンの特徴

- 1 「がん」「6大疾病」をまとまった一時金で保障!
- 2 まとまった一時金は回数無制限でお受け取り可能!
- 3 最高500万円のまとまった一時金!
- 4 まとまった一時金は早いタイミングでお受け取り可能!
- 5 「がん」「6大疾病」で所定の状態になると保険料払込免除!

商品のしくみ

特約

<無配当7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S>

◇7大疾病初回一時金 お支払限度:1回限り

主要約

<無配当新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S>

◇7大疾病一時金 お支払限度:回数無制限(「がん」「6大疾病」それぞれについて、2年に1回を限度)

保険料払込免除特則適用 または 保険料払込免除特則非適用

保険期間:終身

保険料払込期間:60・65・70・75・80歳払込満了/終身払/10年払込満了

商品の概要

主な保障内容	7大疾病(「がん」「6大疾病」)による所定の入院・状態・手術に対して、一時金保障をご準備いただける商品です。
保険期間	終身となります。
解約返戻金	この商品には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合、7大疾病一時金額の10%の解約返戻金があります。
配当金	ありません。

*その他、無配当先進医療特約(返戻金なし型)Sを付加することができます。

お取り扱い

	お取り扱い(募集代理店によって異なります)	
	新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S	7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S
最低取扱金額	30万円～(10万円単位)	20万円～(10万円単位)
告知書扱いの最高取扱金額	7大疾病一時金額、7大疾病初回一時金額を合計※して ◇15歳～59歳……500万円まで ◇60歳～80歳……300万円まで	
契約年齢	15～80歳	
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)/終身払/10年払込満了(契約者が法人(会社)に限ります)	
保険料払込方法(回数)	口座振替扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払)	
最低保険料	(付加特約の保険料を含んで)月払:800円、年払:8,800円	

※朝日生命の同種の保障を通算します。

この資料は、保険商品の概要を説明した「商品概要書」です。一時金等のお支払いには所定の要件があります。お申し込みにあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

■ご留意事項

- 7大疾病一時金、7大疾病初回一時金は、下記の支払事由に該当した場合に、お支払いします。

		支払事由
がん		がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定されたとき
6 大 疾 病	急性心筋梗塞 または 拡張型心筋症	急性心筋梗塞・拡張型心筋症で1日以上入院をされたとき、またはその治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき
	脳卒中 または 脳動脈瘤	脳卒中で1日以上入院をされたとき、またはその治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき 脳動脈瘤が破裂したとき、または脳動脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき
	慢性腎不全	慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始されたとき、または慢性腎不全の治療を直接の目的として腎移植手術を受けられたとき
	肝硬変	肝硬変による食道静脈瘤が破裂したとき、肝硬変による食道静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき、または、肝硬変の治療を直接の目的として肝移植手術を受けられたとき
	糖尿病	糖尿病による糖尿病性網膜症の治療を直接の目的として所定の手術を初めて受けられたとき、糖尿病による糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手指以上または1足指以上について所定の切断術を受けられたとき
	高血圧性疾患	高血圧性疾患による(解離性)大動脈瘤が破裂したとき、または高血圧性疾患による(解離性)大動脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき

*がんを原因とする給付の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

- 7大疾病一時金を複数回お支払いするときは、その原因が新たに生じていることが要件となります。ただし、がんによる7大疾病一時金、6大疾病による7大疾病一時金それぞれについて、7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由が該当日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当したときは、お支払いしません。なお、拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症によるお支払いは1回限りとなります。
- がんを原因とする給付の責任開始の時より前にがんと診断確定されていた場合(ご契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます)には、新7大疾病一時金保険(返戻金なし型)S(付加特約を含みます)は無効となり、7大疾病一時金はお支払いしません。
- 同時期にがんによる7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いしません。また、同時期に6大疾病による7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いしません。
- 保険料払込免除特則を適用したご契約については、責任開始の時以後保険料払込期間中に以下の保険料の払込免除事由に該当した場合に、以後の保険料のお払い込みが免除となります。ただし、がんを原因とする給付の責任開始の時より前にがんと診断確定(ご契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます)された場合には、保険料払込免除とはなりません。詳しくは「ご契約のしおりー約款」にてご確認ください。

保険料の払込免除事由	
悪性新生物による 保険料の払込免除	悪性新生物(上皮内新生物を含みません)と診断確定されたとき
6大疾病による 保険料の払込免除	7大疾病一時金の急性心筋梗塞または拡張型心筋症、脳卒中または脳動脈瘤、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患の支払事由と同様

*悪性新生物を原因とする保険料払込免除の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

- この保険は代理店専用商品です。保険料のお払い込みがないまま猶予期間が満了した場合、保険契約は消滅し復活のお取り扱いはない等、朝日生命の営業職員が募集する商品と異なったお取り扱いとなっております。

この資料は、保険商品の概要を説明した「商品概要書」です。一時金等のお支払いには所定の要件があります。お申し込みにあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

募集代理店

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F

Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

引受保険会社

朝日生命保険相互会社

本社/〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1

ホームページアドレス/ <http://www.asahi-life.co.jp>

0120-360-567

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

(12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く)